

制限付一般競争入札発注情報(工事)

公 告 日	令和 7 年 9 月 10 日
工 事 番 号	2025060701
件 名	令和7年度 加東市滝野地域小中一貫校建設工事
場 所	加東市下滝野761番地(加東市立滝野中学校)ほか
工 種	建築一式工事
概 要	<p>滝野地域小中一貫校の建設工事一式 新築(増築校舎棟、プール棟、連絡通路棟ほか) 解体(既存屋内運動場棟、体育倉庫棟、既存プール棟ほか) 改修(既存校舎棟、技術棟)</p> <p>※詳しくは設計図書等を参照すること</p>
施 工 期 間	契約締結日の翌日 から 令和10年 3月25日 まで
入 札 方 式	制限付一般競争入札(事後審査型)
入 札 日 時	令和 7 年 9 月 30 日(火) 9時00分 から 令和 7 年 10 月 1 日(水) 15時00分 まで
開 札 日 時 場 所	令和 7 年 10 月 2 日(木) 9時10分 (予定) 加東市役所5階501会議室
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	加東市契約規則第29条の規定による
低入札価格調査制度	適用
前 払 金	有
部 分 払 金 等	有
設 計 図 書 等	加東市ホームページ(入札・契約情報)からダウンロードしてください
入札参加条件	<p><input type="checkbox"/>公告日現在で「令和7年度加東市建設工事入札参加資格者名簿」に登録されていること</p> <p>単体企業</p> <p>【単体企業の要件】</p> <p>地域要件 <input type="checkbox"/>地域要件なし</p> <p>対象ランク等 <input type="checkbox"/>建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建築工事業の特定建設業許可を有する者 <input type="checkbox"/>建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建築一式工事にかかる経営規模等評価結果通知書の総合評定値が1,600点以上かつ建築一式工事の完成工事高を有する者</p> <p>施工実績 <input type="checkbox"/>平成27年度以降に地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公社、事業団等)発注による、地上3階建て以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による公共的施設の建築物で、以下の(1)及び(2)に該当する工事を元請として受託し、施工を完了した実績を有する者。ただし、特定建設工事共同企業体としての実績は代表者としての施工実績に限る。 (1)新築又は増改築を行った延床面積が5,000m²以上の工事 (2)改修(長寿命化、大規模又は耐震化のいずれか)を行った延床面積が3,000m²以上の工事</p> <p>共同企業体</p> <p>【特定建設工事共同企業体の代表者の要件】</p> <p>地域要件 <input type="checkbox"/>地域要件なし</p> <p>対象ランク等 <input type="checkbox"/>建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建築工事業の特定建設業許可を有する者 <input type="checkbox"/>建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建築一式工事にかかる経営規模等評価結果通知書の総合評定値が1,500点以上かつ建築一式工事の完成工事高を有する者</p>

	<p>施工実績</p> <p>□平成27年度以降に地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公社、事業団等)発注による、地上3階建て以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による公共的施設の建築物で、以下の(1)及び(2)に該当する工事を元請として受託し、施工を完了した実績を有する者。ただし、特定建設工事共同企業体としての実績は代表者としての施工実績に限る。</p> <p>(1)新築又は増改築を行った延床面積が5,000m²以上の工事 (2)改修(長寿命化、大規模又は耐震化のいずれか)を行った延床面積が3,000m²以上の工事</p>
	<p>【特定建設工事共同企業体の代表者以外の要件】</p>
	<p>地域要件</p> <p>□地域要件なし</p>
	<p>対象ランク等</p> <p>□建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建築工事業の特定建設業許可を有する者 □加東市外に本店又は支店等を有する者にあっては、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建築一式工事にかかる経営規模等評価結果通知書の総合評定値が1,000点以上かつ建築一式工事の完工工事高を有する者 □加東市内に本店又は支店等を有する者にあっては、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建築一式工事にかかる経営規模等評価結果通知書の総合評定値が850点以上かつ建築一式工事の完工工事高を有する者</p>
	<p>【構成員の出資比率】</p> <p>□企業体の構成については、2者以上3者以内の自主結成とし、それぞれの出資比率は以下のとおりとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者の出資比率は、当該企業体の構成員中最大とする ・2者による結成の場合、1者の出資比率は30%以上とする ・3者による結成の場合、1者の出資比率は20%以上とする
配置技術者	<p>【単体企業及び特定建設工事共同企業体の代表者については、以下の要件をすべて満たす技術者を、本工事に専任で配置できる者】</p> <p>□一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する自社の正社員(公告日現在で3箇月以上の雇用契約がある者)を専任で配置すること □同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込書を提出した者は、直ちに入札の辞退を行うこと</p> <p>【特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、以下の要件をすべて満たし、かつ建設業法に定められた技術者を、当該工事に専任で配置できる者】</p> <p>□一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する自社の正社員(公告日現在で3箇月以上の雇用契約がある者)を専任で配置すること</p>
その他	<p>□本工事に係る設計業務受託者(株式会社東畠建築事務所)と資本面、人事面において以下の関連がない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者 ・代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者 <p>□地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に基づく加東市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと</p> <p>□建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する経営規模等評価結果通知書の有効期間が契約締結予定日(令和7年10月上旬予定)まで有することが確認できる者</p> <p>□入札参加申込期限日において、加東市の指名停止基準に基づく指名停止を受けておらず、同基準に基づく指名停止の措置要件に該当しないこと</p> <p>□公告日現在で、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと</p> <p>□加東市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年加東市条例第22号)第2条(第4号を除く。)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと</p>
制限付一般競争入札 参加申込書	加東市ホームページ(入札・契約情報)からダウンロードしてください
入札参加資格 確認資料	<p>申込期間</p> <p>令和7年9月19日(金) 17時15分まで</p> <p>※制限付一般競争入札参加申込書に申込者名等を入力し電子入札システムにより送信すること</p>

提出書類	<input type="checkbox"/> 制限付一般競争入札参加申込書兼誓約書(単体企業用) <input type="checkbox"/> 制限付一般競争入札参加申込書兼誓約書(特定建設工事共同企業体用)
	<input type="checkbox"/> 特定建設工事共同企業体協定書(特定建設工事共同企業体においては、入札参加申込みを行う前に加東市総務財政部管財課(加東市役所4階)まで代表者が提出すること(持参のみ))
	<input type="checkbox"/> 建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建築工事業の特定建設業許可が確認できるもの ※特定建設工事共同企業体においては構成員すべて提出
	<input type="checkbox"/> 経営規模等評価結果通知書の写し(最新のものかつ建築一式工事の完工工事高を有するもの) ※特定建設工事共同企業体においては構成員すべて提出
	<input type="checkbox"/> 施工実績調書(入札参加条件に定める施工実績を記載。複数ある場合は直近のもの)。添付資料として実績が確認できる契約書、仕様書の写し及びコリンクス実績データ。
	<input type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書(入札参加条件に定める配置予定技術者を記載。複数名提出可)。添付資料として技術者の資格が確認できる証明書等の写し及び正社員として雇用していることが確認できるもの(雇用関係の確認に必要なない個人情報についてはマスキングすること)※特定建設工事共同企業体においては構成員すべて提出
	質問の受付方法 質問書の受付はE-mail(nyusatsu@city.kato.lg.jp)のみ ※様式は加東市ホームページ(加東市一般(指名)競争入札関係【様式】)からダウンロードしてください
	質問の受付期間 令和7年9月26日(金) 17時15分まで 【送信後に必ずTEL(0795-43-0414)連絡のこと】
設計図書等に対する質問	質問の回答方法 入札日の前日までに、電子入札システムに登録されているE-mail(紙入札の場合は登録されているFAX番号)あてに一斉回答

そ の 他	<p>□この公告に定めのないことについては、加東市契約規則及び加東市電子入札運用基準の規定による</p> <p>□加東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により市議会の議決案件であるため、落札決定後、市が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結します。この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による議会の議決があったとき、地方自治法第234条第5項に規定する本契約となります。</p> <p>□本案件は、加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例及び同条例施行規則(以下、「条例等」という。)を適用します。本案件の落札者となり契約を締結する事業者は、条例等に規定された事項を遵守しなければなりません。</p> <p>□設計図書の配布について</p> <p>仕様書、設計書及び図面(以下「設計図書」という。)は、DVD-R(1枚)とし、次のとおり交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付方法 令和7年9月10日(水)から設計図書交付申込書提出と引換えに総務財政部管財課にて交付します。 <p>なお、交付した設計図書は入札参加申込期間締切日までに必ず返却してください。</p> <p>□入札の参加申込みについて</p> <p>入札への参加を希望する者は、入札参加申込期間内に兵庫県電子入札共同運営システムから入札参加申込みを行う際に「制限付一般競争入札参加申込書兼誓約書」を添付し、提出してください(事後審査のため、入札参加申込時に入札参加資格確認資料の添付は不要)。</p> <p>□入札に関する留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本入札に関する資料等の作成に要する費用は、全て提出者の負担とします。 ・提出された資料等は、入札参加資格の確認以外には使用しません。 ・提出された資料等は、返却しません。 ・原則として資料等の差し替え及び再提出はできません。 ・電子入札システムにより提出しようとする資料等が3MBを超える場合は、持参又は郵送その他市が指定する方法により提出してください。 ・申込書等に虚偽の記載をした者は、加東市の指名停止基準により指名停止となり、その者のした入札は無効となります。 ・入札時に可能な限り設計図書の内訳に対応した積算内訳書を提出してください。なお、積算内訳書と入札金額に大きな乖離がないように努めてください(様式は任意)。 ・落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。 <p>□紙入札について</p> <p>加東市電子入札運用基準第11条の規定に基づき、紙入札による入札参加を希望する者は、入札参加申込期間内に「紙入札承認申請書」、「入札参加資格確認資料(制限付一般競争入札参加申込書を含む)」及び「長形3号封筒(320円分の切手を貼付し、返信先を記入すること)」を加東市総務財政部管財課(加東市役所4階)まで提出(持参のみ)してください。</p> <p>□入札参加資格確認資料の提出</p> <p>開札後、落札候補者は、市が指定した期限日までに入札参加資格確認資料(制限付一般競争入札参加申込書兼誓約書を除く。)を加東市総務財政部管財課(加東市役所4階)に持参又はE-mail(keiyaku@city.kato.lg.jp)で提出してください(送信後に必ずTEL(0795-43-0414)連絡のこと)。</p> <p>□低入札価格調査制度について</p> <p>本工事は、低入札価格調査対象となる工事であり、本公告に定めるもののほか下記のとおりとし、「加東市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱」(以下、「要綱」という。)を確認した上で入札に参加してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格は、要綱第5条を適用します。 ※調査基準価格未満の入札があった場合は、落札者の決定を保留します。 ※調査対象者は、3日以内に要綱第10条に規定する資料を提出してください(提出できない場合は失格)。 ・失格判断基準価格は、要綱第7条を適用します。 ※失格判断基準価格を下回る価格で入札を行った者については、低入札価格調査を実施せずに失格とします。 <p>□前払金について</p> <p>各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額とします。</p> <p>□部分払について</p> <p>部分払は8回以内とします。</p> <p>□債務負担行為に係る契約について</p> <p>本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定に基づく債務負担行為としているものです。当該債務負担行為に係る請負代金の支払限度額は、下記のとおりとします。</p> <p>債務負担行為に係る各会計年度における請負代金の支払の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度 (契約金額の約30%) 令和8年度 (契約金額の約30%) 令和9年度 (契約金額の約40%) <p>※なお、予算の都合により、変更することがあります。</p> <p>□地元業者の活用</p> <p>下請け発注や建設資材等の購入においては、加東市に本店又は支店等を有する地元業者を積極的に活用してください。</p>
-------	---